

長野工業高等専門学校退学者の再入学に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第25条第2項の規定に基づき、本校退学者の再入学に関し必要な事項を定める。

(再入学資格)

第2条 本校退学者で、勉学の意思が強固で再入学を希望する者とする。

(再入学の時期)

第3条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(出願手続)

第4条 再入学を志願する者は、再入学願書に検定料を添えて、再入学しようとする日の1か月前までに、校長に願い出なければならない。ただし、次の各号に掲げる者の再入学願書は、受理しない。

- (1) 退学した当該年度中の者
- (2) 学則第36条により退学した者

(再入学の選考)

第5条 前条の再入学志願者の選考は、再入学試験等により行う。

(再入学学科)

第6条 再入学を許可する学科は、退学時に在籍していた学科とする。ただし、「転学科に関する内規」に該当する場合は、在籍していた学科と異なる学科へ再入学を許可することができる。

(再入学学年)

第7条 再入学を許可する学年は、退学時に在籍していた学年と同一学年又は1年上位の学年とし、再入学試験の結果及び退学時の修得単位を勘案して決定する。

- 2 退学を前提として当該学年を修了した者は、退学時に在籍していた学年より1年上位の学年に再入学することはできない。

(入学の許可)

第8条 再入学の合格の通知を受けた者は、所定の期日までに関係書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

- 2 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(既修得単位数)

第9条 再入学を許可された学生の既修得単位数及び成績は、原則として再入学を許可された学年以前の修得単位数及び成績とする。

附 則

- 1 この規則は、平成17年3月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 長野工業高等専門学校退学者の再入学に関する規程（平成10年2月18日施行）は、廃止する。